こしがや
自治連だより
第66号
【編集と発行】　越谷市自治会連合会　令和元年 10 月 1 日

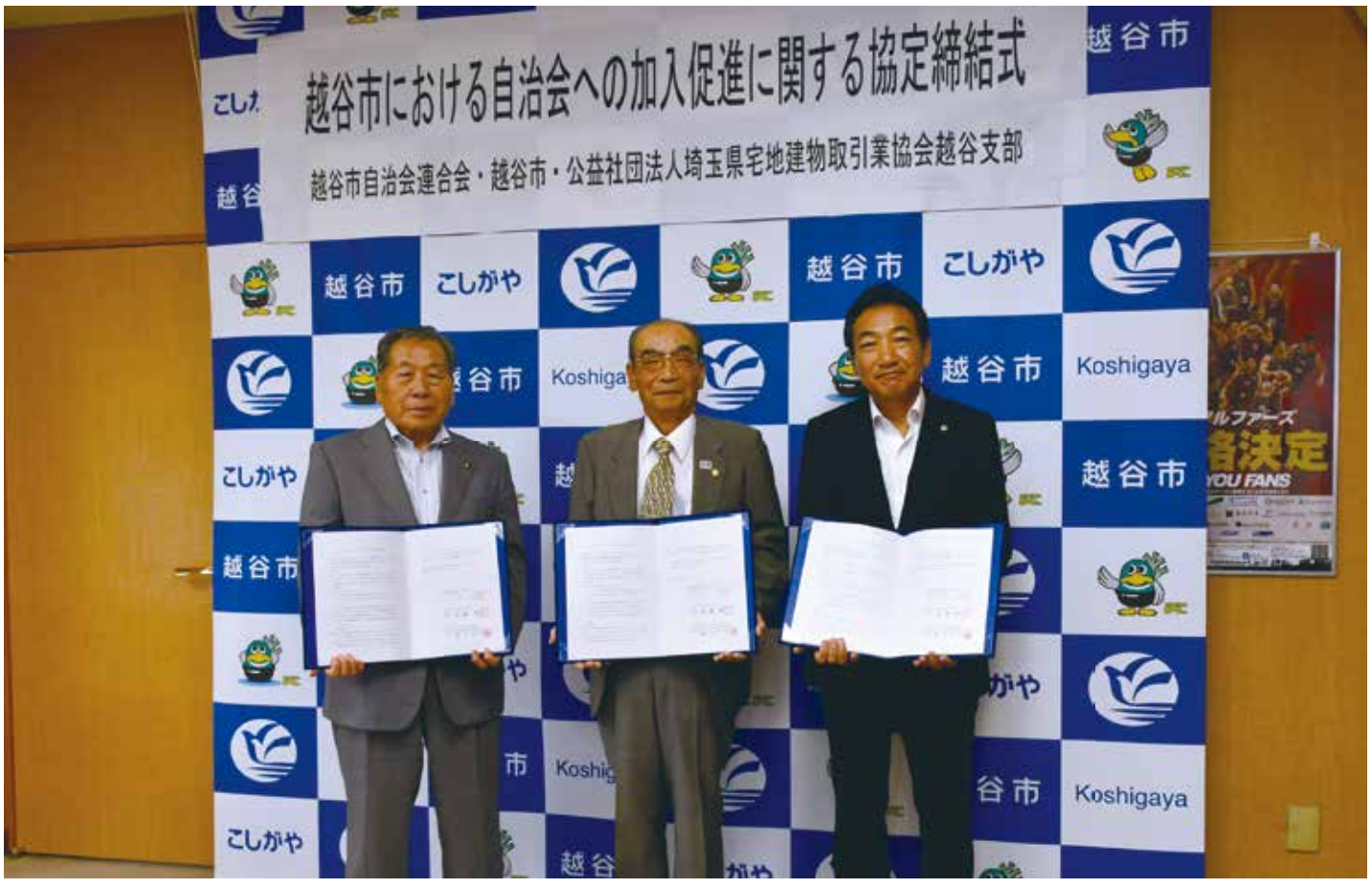

協定書を持つ高橋市長（左）、石﨑会長（中央）、飯田支部長（右）

住民相互の連帯意識の向上や地域の活性化に向けて

自治会への加入促進に関する協定を締結しました

8月30日、越谷市自治会連合会は、越谷市（高橋努市長）、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部（飯田成寿支部長）と、『越谷市における自治会への加入促進に関する協定』を締結しました。

この協定の締結により、越谷市自治会連合会等が自治会への加入促進を図るために作成したパンフレット、チラシ等を、埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部に属する会員事務所の店頭に掲示し、新規転入者、住宅購入者等への配布を行うとともに、アパート等の管理・仲介の新規契約時における自治会への加入促進にかかる働きかけを行っていただくことになります。

石﨑一宏越谷市自治会連合会長は、「今回の協定締結により、自治会未加入者はもちろんのこと、越谷市に暮らす全市民に対して、地域の一番身近なコミュニティである〝自治会〟に関するより一層の意識啓発が図られると考えられ、これは大変効果的な取り組みであり、越谷市や多くの会員事務所を構える宅建協会様のご協力をいただけることは、何とも心強い限り」と御礼の挨拶を述べました。

近年、複雑化・多様化する地域課題に対処するためには、関係機関との連携による取り組みの強化は非常に重要です。今後は各種団体との相互協力のもと、自治会への加入促進を図り、ひいては住民相互の連帯意識の向上や地域の活性化に向けて邁進していきます。

なお、前号のこしがや自治連だよりでもお伝えしていたとおり、本年度から3か年に渡り、越谷市から交付される交付金を活用し、自治会連合会及び各支部連合会では、自治会加入促進のための様々な事業を展開していきます。各支部における加入促進事業については、今後事例集として冊子にまとめ、いつでも閲覧できるようにすることや、自治連だよりでも特集をするなど、積極的に周知啓発を図っていきます。

協定書に署名する石﨑会長

令和元年度の各地区体育祭が開催されました！

…９月８日開催
…９月15日開催

出羽地区

『第 47 回出羽地区体育祭』が出羽公園グラウンドにて開催されました。台風 15 号接近のおそれから短縮日程での開催となりましたが、無事全種目を行うことができました。大玉ころがしや紅白玉入れ等の自治会対抗種目に加え、今年度からの新競技「ホールインワンをねらえ !! 」では、予想を上回る参加者で、子どもから大人まで楽しんでいただけました。

南越谷地区

『越谷市自治基本条例施行 10 周年記念第 48 回南越谷地区体育祭』が南越谷小学校校庭にて開催されました。当日は台風の影響もあり、常に天候を気にしながらの開催となりましたが、多くの方々にご参加いただき、地域一体となって楽しむことができました。競技中は観客から惜しみない歓声が沸きあがり、老若男女問わず、各種目大変盛り上がった体育祭となりました。

北越谷地区

『第 44 回北越谷地区体育祭』が北越谷小学校校庭にて開催されました。今年は、北越谷地区７自治会、子ども会、各種スポーツ団体の計 15 団体が参加し、子どもから大人まで幅広い年代の方々が集まりました。競技中は各自治会テントから大きな声援が飛び交う等、スポーツを通じて親睦を深めることができました。途中、降雨による中断もありましたが、練習の成果を出し切った雨にも負けない盛大な体育祭となりました。

川柳地区

『第 48 回川柳地区体育祭』が光陽中学校校庭にて行われました。当日は、台風 15 号による天候不良の心配がありましたが、無事に開催することができました。今年度からは、川柳地区に『越谷レイクタウン七丁目 24 西自治会』が新たに加わり、全 10 自治会による熱戦が繰り広げられました。紅白玉入れ、グラウンドゴルフ、ゴックンレース等、子どもから大人まで白熱し、競技中は惜しみない声援が送られました。

新方地区

『第 47 回新方地区体育祭』が弥栄小学校校庭にて開催されました。昨年度は天候に恵まれず実施できなかったことから、本年度は 2 年ぶりの開催となり、地区として例年以上の大きな盛り上がりを見せました。当日は計 20 自治会が参加し、澄み渡った青空の下、大玉ころがしリレー、紅白玉入れ、二人三脚競争リレー等に汗を流し、地域一体となって競技を楽しむことができました。

蒲生地区

『越谷市自治基本条例施行 10 周年記念第 50 回蒲生地区市民体育祭』が南中学校校庭にて行われました。雲一つない晴天の中、大会会長を始めとして、各協力団体のご尽力のもと、無事に開催することができました。本年度は全 21 種目の競技を行いましたが、中でも 50 回記念種目の「めざせホールインワン」は大盛況で、成功した際は会場全体から大きな歓声が沸きあがりました。来年度は、どの自治会が優勝を勝ち取るのか今から楽しみです。

越ヶ谷地区

今年で 64 回目を迎える『令和元年度（2019 年度）越ヶ谷地区体育祭』が中央中学校校庭にて行われました。当日は朝から快晴と天気にも恵まれ、無事にプログラムの最後まで開催することができました。2 ブロック 11 自治会による熱戦が繰り広げられ、子どもから大人まで多くの方に参加していただきました。特に接戦となった地区対抗リレーでは、選手の力走に各自治会の応援席から、とても熱のこもった声援が送られていました。

令和元年10月1日発行
こしがや自治連だより
（事務局　越谷市越ヶ谷四―二―一
発行人　越谷市自治会連合会
会長　石﨑　一宏　越谷市役所市民活動支援課内）

今後体育祭を予定している地区

今回は９月８日、15日に開催された各地区の体育祭を取り上げました。各地区の体育祭は毎年大きな賑わいを見せています。下記に今後開催予定の体育祭情報を掲載しますので、是非参加してみてください。当日のプログラム等については、各地区センターにお問い合わせください。

【９月29日】桜井、増林、荻島、大相模地区　【10月６日】大袋地区　【10月13日】大沢地区

●第45回越谷市民まつりが開催されます●

令和元年10月27日（日）に、越谷市民まつりが開催されます。越谷市民まつりは、「安全・調和・明るい街づくり」を基調テーマに、すべての市民が安心して暮らすことができる社会の創造と市民相互の心のふれあいを目的として実施されており、昭和50年に第１回が開催されて以来、本年で第45回目を迎えます。

開催にあたっては、越谷市自治会連合会第２回役員会（８月23日開催）において田崎尚樹越谷市民まつり実行委員長から協賛のお願いがあり、「現在、実行委員会においては、本年度も世代問わず多くの方々に楽しんでもらえるようなイベントにするべく準備を進めている。是非自治会連合会をはじめとして多くの自治会のご理解、ご協力を賜りたい」との挨拶がありました。

市民まつりは、その名のとおり、参加する各団体が企画・運営に携わっており、当日は越谷市役所周辺を会場として華やかなオープニングイベント（交通安全パレード）やステージイベント、模擬店の出店等が行われます。なお、オープニングの交通安全パレードには毎年自治会連合会も参加しています。

＜開催概要＞
日　時：令和元年10月27日（日）午前９時～午後４時
会　場：越谷市役所周辺
※自治会連合会は、越ヶ谷小学校⇒越谷市役所のルートで交通安全パレードに参加する予定です。

昨年の市民まつりの様子

＜問合せ＞越谷市民まつり実行委員会（越谷市役所観光課内）
電話：048-967-1325

●第64回市民体育祭中央大会が開催されます●

令和元年11月３日（祝）に、市民体育祭中央大会が開催されます。市民体育祭は、「健康な心と体で市民の連帯を」を基本テーマに、市内各層老若男女が広く会し、市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進するとともに、スポーツ・レクリエーション宣言都市として、健康で明るく豊かな市民生活の形成と市民文化の発展に寄与することを目的として開催されているイベントです。

＜開催概要＞
日　　時：令和元年11月３日（祝）　※予備日：10日（日）
　　入場行進　８時30分～　　開会式　９時～
会　　場：しらこばと運動公園競技場
参加対象：越谷市民

昨年の中央大会の様子

＜問合せ＞越谷市役所スポーツ振興課　電話：048-963-9284

個人情報の取り扱いについて

改正個人情報保護法が施行されてから２年が経ちました。各自治会においては、個人情報の取り扱いについて適切に対応していただいていることと思いますが、現在も問い合わせが多い内容であることから、改めて改正された内容や、それらにかかる注意点等について取り上げます。

1　改正内容

今までは、「5,000人分を越える個人情報を取り扱う事業者」が法の適用を受けると規定されていましたが、今回の改正により、この適用要件が撤廃され、**「個人情報を名簿やパソコン等で管理し、利用するすべての事業者」**に適用されるようになりました。つまり、単位自治会、各地区自治会連合会等の組織も、これらに該当するということです。

2　個人情報の取扱いについて

各自治会は会員の個人情報を取り扱っています。個人情報の取得にあたっては、利用目的を本人に伝えるか、公表しておく必要があるため、あらかじめ利用目的等を「個人情報取扱基準」として定め、会員に周知しておくとよいでしょう。取り扱い基準の参考例は越谷市のホームページでもご確認できます。

3　会員名簿等の作成・配布について

会員名簿（役員名簿）を作成し、会員に配布している自治会もあると思いますが、これらは第三者提供にあたりますので、事前に**本人の同意**を得ることが必要です。同意取得にあたっては、名簿の必要性や目的以外で使用しないこと、同意を得ずに第三者に提供しないこと等を伝えることが重要です。また、名簿を会員に配布することの理解を求め、配布された会員名簿の取扱いに注意を促すことや、実際に第三者提供を行った際にはしっかりと記録に残しておくことも必要となります。

名簿作成にかかる依頼文（参考例）は、越谷市のホームページに掲載されていますので、適宜ご活用ください。下記のQRコードからもアクセスできます。

＜問合せ＞
越谷市役所総務課
電話：048-963-9136
越谷市役所市民活動支援課
電話：048-963-9153

◆『架空請求』や『振り込め詐欺』が多く発生しています◆
不安を感じた場合は、すぐに警察署・消費生活センターなどに相談してください。